

令和3年度 所沢市行政不服審査会の答申の内容について

番号	事件内容	根拠法	申立日	諮問日	答申日	答申内容
1	国民健康保険税減免却下処分取消請求事件	地方税法	令和2年10月23日	令和3年5月6日	令和3年6月1日	審査庁は審理員意見書に基づき手続違反により原処分を取り消すべきとの意見であったが、処分の取消しがかえって審査請求人に不利益をもたらすものとして、請求を棄却すべきとした。
2	戸籍の附票の写し不交付処分取消請求事件	住民基本台帳法	令和3年3月1日	令和3年8月6日	令和3年8月26日	事務処理要領第5-10に該当するとした処分の取消しを求める部分及び処分庁に対する戸籍の附票の写しの交付の義務付けを求める部分は却下し、戸籍の附票の写しの不交付に関する処分の取消しを求める部分は棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
3	軽自動車税(種別割)課税処分取消請求事件	地方税法	令和3年5月7日	令和3年8月6日	令和3年8月26日	審査請求人が所有する軽自動車は、地方税法及び所沢市税条例に規定する課税免除の対象及び減免の理由には該当しないから、本件処分を取り消す理由はなく、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
4	市税減免申請棄却処分取消請求事件	地方税法	令和4年6月8日	令和3年8月6日	令和3年8月26日	審査請求人が所有する軽自動車は、所沢市税条例に規定する減免事由に該当しないから、本件処分を取り消す理由はなく、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
5	国民健康保険税減免却下処分取消請求事件	地方税法	令和3年8月4日	令和3年11月8日	令和3年12月20日	審査請求人の退職事由は自己都合でその退職を主な原因とする収入減少は新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは認められず、やむを得ず退職せざるをえない事情も認められないから、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。